平成２９年（フ）第２２１号
東京都杉並区高円寺南１丁目６－６
債務者　武藤　裕子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２２号
東京都中野区本町４丁目11―10　小山方
債務者　中村　幸夫
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２５号
東京都練馬区羽沢２丁目２―21―201
債務者　佐藤　和男
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２８号
東京都江戸川区本一色３丁目５－５―105
債務者　内藤　啓貴
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２９号
東京都小平市喜平町３丁目２－７―405
債務者　葛西留意子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３０号
東京都江東区亀戸５丁目11―２―202
債務者　西　　留吉
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３５号
東京都江戸川区篠崎町１丁目18―11
債務者　遠藤　勝富
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３６号
東京都江戸川区篠崎町１丁目18―11
債務者　遠藤　聡美
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３８号
東京都大田区南六郷１丁目33―１―703
債務者　竹内　史子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４２号
東京都葛飾区青戸５丁目19―５　藤野荘
債務者　坂入　節惠
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４９号
東京都新宿区西新宿６丁目25―14　第２仲川ビル301
債務者　村瀬　　仁
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５４号
東京都千代田区神田紺屋町37　ケアハウス神田紺屋町302
債務者　高橋　洋一
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５６号
神奈川県横浜市港北区下田町５丁目18―３―102
債務者　神田めぐみ
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５８号
東京都大田区西六郷１丁目36―７　川崎荘２のＡ
債務者　阿佐　　巧
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５９号
東京都板橋区前野町１丁目31―７―202
債務者　寒澤　邦男
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２１３号
大阪府池田市緑丘２丁目４番115―109号
債務者　的場千依子（旧姓髙木）
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部